

調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について

<目 次>

- 1 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について…………… 1
- 2 メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置について…………… 15

平成 25 年 7 月 30 日
総務省総合通信基盤局

調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について

1. 検討の目的

実績原価方式に基づく接続料の算定に当たっては、接続料原価として前々算定期間の費用に加え、前々算定期間の接続料原価と接続料収入の差額が調整額として加算されている。

調整額制度は、平成 19 年 3 月 30 日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情通審第 34 号)を受け、接続料に係る事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更するに当たり導入されたものである。調整額の加算により、接続料収入と設備構築に要した費用とが長期的に均衡することとなり、競争中立性の確保や東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)の第一種指定電気通信設備管理部門の投下資本の回収リスクを軽減することが可能となる。

一方、費用または需要が算定期間ごとに大きく変動する局面においては、調整額が大きくなり、後の算定期間において調整額制度に起因する接続料の急激な変動が発生するおそれがある。この点については、実績原価方式に基づく平成 25 年度の接続料の認可に際しても、接続事業者より、ドライカップ接続料や中継ダークファイバ接続料について、調整額の影響により接続料が急激に上昇していることが指摘され、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制する措置が要望された。

これを踏まえ、平成 25 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第 19 号)において、総務省において、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を同審議会に報告することが要請されたところである。

以上を踏まえ、調整額制度に起因する接続料の急激な変動が発生するおそれがあると考えられる事例について、費用及び需要の変動のパターンに応じて分類するとともに、各パターンに応じた急激な変動の抑制措置について検討を行う。

2. 調整額の接続料への影響

調整額は、接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)第 12 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、以下の方法により算定される。

調整額 = 前々算定期間の費用 - 前々算定期間の収入 + 前々算定期間の調整額

このうち、前々算定期間の収入については前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要により算定されることから、上記の算定式は以下のように表現できる。

調整額 = 前々算定期間の費用 - 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要 + 前々算定期間の調整額
このうち、前々算定期間の接続料及び前々算定期間の調整額は所与であることを考えれ

ば、当年度の調整額に影響を与える変動要素は前々算定期間の費用及び前々算定期間の需要である。

前々算定期間の費用及び需要の変動が調整額に与える影響については、上記の式から分かるとおり、前々算定期間の費用が増加(減少)した場合、調整額は前々算定期間の費用の増加(減少)分と同じ金額だけ増加(減少)する。一方、前々算定期間の需要が増加(減少)した場合、調整額は減少(増加)する。

実績原価方式の接続料の算定式については、

接続料

$$\frac{\text{前々算定期間の費用} + \text{調整額}(\text{前々算定期間の費用} - \text{前々算定期間の接続料} \times \text{前々算定期間の需要} + \text{前々算定期間の調整額})}{\text{前々算定期間の需要}}$$

と表現できることから、前々算定期間の費用が増加(減少)した場合、接続料は、上式中の「前々算定期間の費用」が増加(減少)することに加え、調整額が前々算定期間の費用の増加(減少)分と同額だけ増加(減少)することの影響を受け、費用の増加(減少)分の2倍上昇(低下)する。一方、前々算定期間の需要が増加(減少)した場合、接続料は、調整額が減少(増加)することの影響に加え、上式中で分母となっている「前々算定期間の需要」が増加(減少)することにより、大きく低下(上昇)する。

このように、調整額は費用及び需要の変動による接続料の変動を増幅する効果を及ぼすことから、費用及び需要の推移のパターンによっては、調整額制度に起因する接続料の過度の変動が生じるおそれがある。

3. 調整額制度に起因する接続料の急激な変動が生じるおそれがある場合

費用又は需要が概ね一定のトレンドに従って継続的に増加又は減少する場合については、調整額の金額に単年度で大きな変動は生じず、また、調整額は接続料を当年度実績値に基づいて算定した場合に近づける方向に作用するため、調整額の接続料への影響は問題とされないと考えられる。

このため、実績原価方式の調整額制度に起因する接続料の急激な変動が生じるおそれがある費用又は需要の変動パターンとしては、以下のような場合が考えられる。

- ① 一時的な要因により費用が大幅に変動する場合
- ② 一時的な要因により需要が大幅に変動する場合
- ③ ある算定期間において費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合
- ④ ある算定期間において需要が大幅に変動し、そのまま定常化する場合

これらの変動に該当する具体的な事例として、②については東日本大震災に起因する公衆電話の需要の増加、③については会計上の耐用年数や配賦基準の見直しに伴う費用の変動が挙げられる。

4. 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の分析及び抑制措置の検討

上記3で示した各パターンにおける接続料の変動内容及び抑制措置について、以下、費用が増加し、又は需要が減少する場合を例として検討する(費用が減少し、又は需要が増加する場合の調整額及び接続料の変動は、それぞれここで検討する場合と逆になる)。

なお、検討に際しては、接続料の変動の原因となる費用又は需要の変動以外の、費用及び需要は変わらないと仮定している。

(1) 一時的な要因により費用が増加する場合

1) 抑制措置を講じない場合の接続料の変動

一時的な要因により前々算定期間(N-2年度)における費用が「増加」し、当算定期間(N年度)において元に戻る場合、N年度の接続料の原価は、N-2年度の費用が「増加」することに加えて、調整額も同額だけ「増加」するため、N-2年度における費用の増加幅の2倍だけ増加することとなる。この結果、N年度の接続料は「著しく上昇」する。

次に翌々算定期間(N+2年度)の接続料について見ると、N年度の接続料の「著しい上昇」により、N年度の接続料収入は「著しく増加」する。一方、N年度の費用は「通常」どおりに戻っている。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額は「著しく減少」し、N+2年度の調整額全体でも大幅に減少(負の調整額が発生)する。この結果、N+2年度の接続料は「低下」する。

図1 一時的な要因により費用が増加した場合

(算定期間が1年の場合)

		抑制措置を講じない場合		抑制措置を講じた場合	
		N年度接続料	N+2年度接続料	N年度接続料	N+2年度接続料
A. 前々算定期間の接続料収入		通常	著しく増加(N年度)	通常	増加(N年度)
B. 接続料原価	b. 費用	増加(N-2年度)	通常(N年度)	通常(予測値)	通常(N年度)
	調整額	増加(N-2年度)	著しく減少(N年度)	増加(N-2年度)	減少(N年度)
	前々算定期間の調整額	通常	増加	通常	増加
C. 接続料算定に用いる需要		通常(N-2年度)	通常(N年度)	通常(予測値)	通常(N年度)
接続料		著しく上昇	低下	上昇	通常

調整額により費用の増が増幅され、接続料は著しく上昇

費用・需要は通常に戻るが、調整額の影響により接続料は低下

接続料規則第8条第2項第2号等を適用し、N年度の費用の予測値を使用

※ 記載のない事項については変わらないと仮定。費用・需要の増減及び接続料の上昇・低下は原因となる費用の増加により受けた影響を表す。

2) 抑制措置の検討

一時的な要因によりN-2年度の費用が増加した場合、N-2年度の実績費用に基づいてN年度の接続料を算定すると、N年度の実績費用との乖離が大きくなると想定されることから、N年度の接続料の算定に当たり、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただ

し書及び第14条第2項ただし書¹を適用し、N年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定することが、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制に有効であると考えられる²。その際の接続料原価の算定期間については、複数年度とした場合、予測との乖離が生ずる可能性も高まることに留意が必要である。

この場合、N年度の接続料原価のうち、費用については一時的な要因によるN-2年度の費用の増加の影響が加味されない一方、調整額については一時的な要因によるN-2年度の費用の増加の影響がそのまま反映される。このため、N年度の接続料原価は一時的な要因によるN-2年度の費用の増加分と同額だけ「増加」する。この結果、接続料は一時的な要因によるN-2年度の費用の「増加」に見合った額だけ「上昇」するものの、抑制措置を講じない場合と比較すると、N年度の接続料の上昇は抑制される。

次にN+2年度の接続料について見ると、N年度の接続料の「上昇」により、N年度の接続料収入は「増加」する。一方、N年度の費用は「通常」どおりに戻っている。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額は「減少」するが、算入されるN年度の調整額の「増加」分の影響があるため、N+2年度の調整額全体では概ね通常どおりとなる。したがって、N+2年度の接続料は概ね「通常」どおりとなる。

以上のように、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書を適用し、N年度の費用と需要の予測値を用いてN年度の接続料を算定することにより、接続料のN年度の「大幅な上昇」及びN+2年度の「低下」を抑制することが可能となると考えられる。

(2) 一時的な要因により需要が減少する場合

1) 抑制措置を講じない場合の接続料の変動

一時的な要因により前々算定期間(N-2年度)における需要が減少し、当算定期間(N年度)において元に戻る場合、N-2年度の接続料収入の「減少」によりN年度の調整額が「増加」し、接続料原価が増加する可能性がある³。また、N年度の接続料算定に用いる需要も「減少」する。この結果、分子となる接続料原価が増加するとともに、接続料算定式の分母となる需要が「減少」することから、需要の減少の接続料への影響が増幅され、N年度の接続料は「著しく上昇」する。

次に翌々算定期間(N+2年度)の接続料について見ると、N年度の接続料の「著しい上昇」により、N年度の接続料収入が「著しく増加」する。一方、N年度の費用は「通常」どおり

¹ 接続料規則第8条第2項第2号は、接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに接続料原価の算定期間を5年までの範囲内とすることができる規定であり、同令第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書は、同令第8条第2項第2項の場合に、第一種設備管理運営費又は通信量等を合理的な将来の予測に基づき算定するものとする規定である。

² これ以外にも、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請による方法が考えられる。

例えば、継続的に需要が減少傾向にある場合等において、接続料算定に用いる費用及び需要を実績原価方式による前々算定期間のものから、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書の適用による当算定期間の予測値とした際に、接続料がかえって大きく変動する可能性がある。この場合、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請により、一時的な変動要素を除いた、前々算定期間の費用及び需要を用いて接続料を算定することも考えられる。

³ 実際には需要の変動に応じて費用も変動すると想定されるが、ここでは、需要の変動に伴う費用の変動の割合が小さい場合を想定して検討する。

である。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額は「著しく減少」し、算入されるN年度の調整額の「増加」を加味しても、N+2年度の調整額全体では減少する。この結果、N+2年度の接続料は「低下」する。

図2 一時的な要因により需要が減少した場合

(算定期間が1年の場合)

		抑制措置を講じない場合		抑制措置を講じた場合	
		N年度接続料	N+2年度接続料	N年度接続料	N+2年度接続料
A. 前々算定期間の接続料収入		減少 (N-2年度の需要の減少に伴い減少)	著しく増加 (N年度)	減少 (N-2年度の需要の減少に伴い減少)	増加 (N年度)
	B. 接続料原価				
調整額	b. 費用	通常 (N-2年度)	通常 (N年度)	通常 (予測値)	通常 (N年度)
	前々算定期間の費用 - A	増加 (N-2年度)	著しく減少 (N年度)	増加 (N-2年度)	減少 (N年度)
	前々算定期間の調整額	通常	増加	通常	増加
÷					
C. 接続料算定に用いる需要		減少 (N-2年度)	通常 (N年度)	通常 (予測値)	通常 (N年度)
接続料		著しく上昇	低下	上昇	通常

前々算定期間の接続料収入の減少及び需要の減少により、接続料は著しく上昇

前々算定期間の接続料収入の減少により、接続料は低下

接続料規則第8条第2項第2号等を適用し、N年度の需要の予測値を使用

※ 記載のない事項については変わらないと仮定。費用・需要の増減及び接続料の上昇・低下は原因となる需要の減少により受けた影響を表す。

2) 抑制措置の検討

一時的な要因によりN-2年度の需要が減少した場合、N-2年度の実績需要に基づいてN年度の接続料を算定すると、N年度の実績需要との乖離が大きくなると想定されることから、N年度の接続料の算定に当たり、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書を適用し、N年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定することが、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制に有効であると考えられる⁴。その際の接続料原価の算定期間については、複数年度とした場合、予測との乖離が生ずる可能性が高まることに留意が必要である。

この場合、N-2年度の接続料収入の「減少」によりN年度の調整額が「増加」し、N年度の接続料原価もその分増加する。一方、接続料算定に用いる需要は、N年度の予測値が用いられ、「通常」どおりとなる。この結果、N年度の接続料は、一時的な要因によるN-2年度の接続料収入の減少に見合った額だけ「上昇」するものの、抑制措置を講じない場合と比較すると、N年度の接続料の上昇は抑制される。

次にN+2年度の接続料について見ると、N年度の接続料の「上昇」により、N年度の接

⁴ これ以外にも、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請による方法が考えられる。

例えば、継続的に需要が減少傾向にある中で、一時的な大きな需要の減少が生じた場合等においては、脚注1と同様、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書の適用により接続料を算定した際に、接続料がかえって大きく変動する可能性がある。この場合、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請により、一時的な変動要素を除いた、前々算定期間の費用及び需要を用いて接続料を算定することも考えられる。

続料収入は「増加」する。一方、N年度の費用は「通常」どおりである。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額は「減少」するものの、算入されるN年度の調整額の「増加」の影響があるため、N+2年度の調整額全体では概ね「通常」どおりとなる。また、N年度の需要も「通常」どおりに戻っている。したがって、N+2年度の接続料は、概ね「通常」どおりとなる。

以上のように、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書を適用し、N年度の費用と需要の予測値を用いてN年度の接続料を算定することにより、接続料のN年度の「大幅な上昇」及びN+2年度の「低下」を抑制することが可能となると考えられる。

(3)ある算定期間において費用が増加し、そのまま定常化する場合

1)抑制措置を講じない場合の接続料の変動

前々算定期間(N-2年度)において費用が増加し、それ以降そのまま定常化すると見込まれる場合、N-2年度の費用が「増加」することに加えて、当算定期間(N年度)の調整額も同額だけ「増加」するため、接続料原価が著しく増加する。この結果、N年度の接続料は「著しく上昇」する。

次に翌々算定期間(N+2年度)の接続料について見ると、N年度の接続料の「著しい上昇」により、N年度の接続料収入が「著しく増加」する。一方、N年度の費用は「増加」したままとなっている。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額は「減少」となるものの、算入されるN年度の調整額の「増加」の影響があるため、N+2年度の調整額全体では概ね「通常」どおりとなる。したがって、N+2年度の接続料原価は費用の増加分と同程度だけ増加し、接続料もそれに見合って「上昇」する。また、翌算定期間(N+1年度)及び当算定期間の3年後の算定期間(N+3年度)の接続料についても、それぞれN年度及びN+2年度の接続料と同様に変動する。

図3 費用が増加し、そのまま定常化する場合

		抑制措置を講じない場合		抑制措置を講じた場合	
		N年度接続料	N+2年度接続料	N年度接続料	N+2年度接続料
A. 前々算定期間の接続料収入		通常 (N-2年度)	著しく増加 (N年度)	通常 (N-2年度)	大幅に増加 (N年度)
B. 接続料原価調整額	b. 前々算定期間の費用	増加 (N-2年度)	増加 (N年度)	増加 (N-2年度)	増加 (N年度)
	b - A	増加 (N-2年度)	減少 (N年度)	やや増加 (調整額を一部繰延べ)	概ね通常 (繰延べ分を加算)
	前々算定期間の調整額	通常	増加	通常	やや増加
C. 接続料算定に用いる需要		通常 (N-2年度)	通常 (N年度)	通常 (N-2年度)	通常 (N年度)
接続料		著しく上昇	上昇	大幅に上昇	大幅に上昇

調整額により費用の増が増幅され、接続料は著しく上昇

接続料規則第3条ただし書を適用し、調整額の一部を2年後に繰延べ

※ 記載のない事項については変わらないと仮定。費用・需要の増減及び接続料の上昇・低下は原因となる費用の増加により受けた影響を表す。

2) 抑制措置の検討

N-2年度を境に特定の要因により費用がトレンドから乖離して大きく増加し、そのまま定常化する場合、接続料が前算定期間(N-1年度)からN年度にかけて大幅に上昇し、接続料の変動に係る予見性が十分に確保されないおそれがある。このような場合には、接続料の変動を緩和するため、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請により、N年度の調整額の一部をN+2年度に繰り延べることが、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制に有効であると考えられる。

この場合、本来はN-2年度の費用の増加によりN年度の調整額が増加するものの、調整額の増加の一部を繰り延べることにより増加が抑制され、N年度の調整額は「やや増加」となる。N-2年度の費用の増加とN年度の調整額の「やや増加」により、N年度の接続料は「大幅に上昇」するものの、抑制措置を講じない場合と比較すると、N年度の接続料の上昇は抑制される。

また、N+2年度の接続料について見ると、N年度の接続料の「大幅な上昇」により、N年度の接続料収入は「大幅に増加」する。一方、N年度の費用は、「増加」したままとなっている。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額はやや減少となるが、N年度の調整額の増加の一部の繰延べの影響があるため、結果として、N+2年度の調整額全体では、算入されるN年度の調整額の「やや増加」する効果が残る。これにより、N+2年度の接続料原価は、N年度の費用の「増加」に加え、N+2年度の調整額のやや増加により、大幅に増加することとなり、N+2年度の接続料は、N年度に引き続き、「大幅に上昇」する。

以上のように、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請によりN年度の調整額の一部を繰り延べることにより、N年度の接続料の「著しい上昇」を抑制することが可能となると考えられる。また、N+1年度の調整額についても、必要に応じ、同様に繰延べを実施することが考えられる。

(4) ある算定期間において需要が減少し、そのまま定常化する場合

1) 抑制措置を講じない場合の接続料の変動

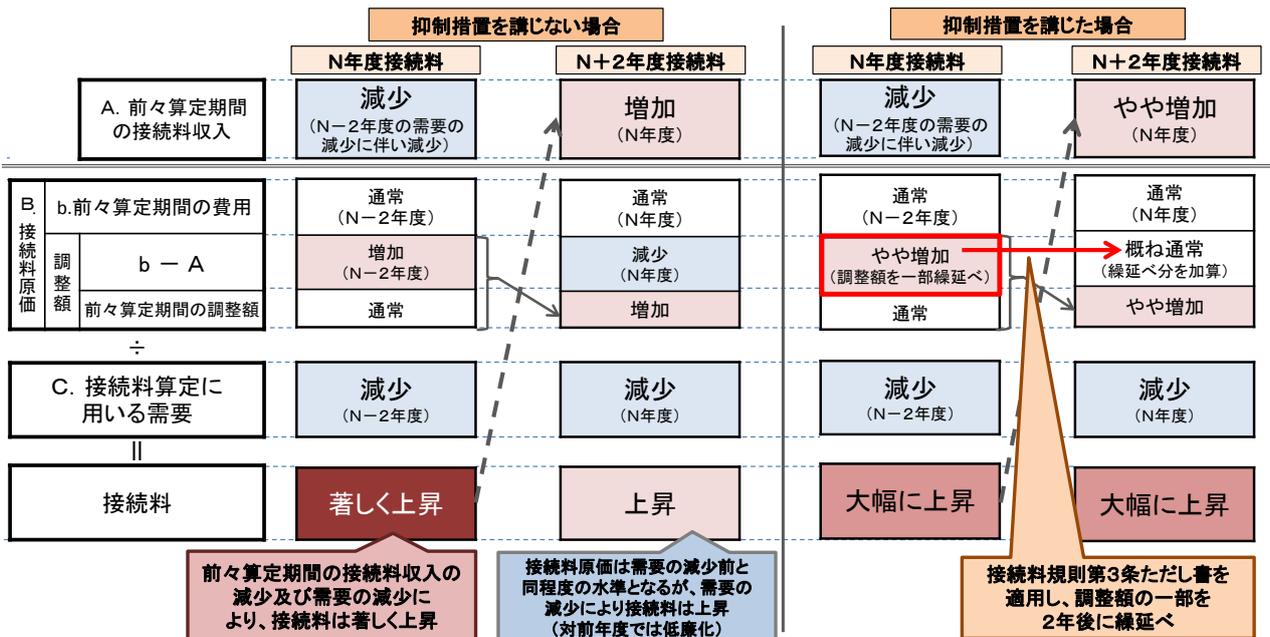
前々算定期間(N-2年度)において需要が減少し、それ以降そのまま定常化すると見込まれる場合、N-2年度の接続料収入の「減少」により当算定期間(N年度)の調整額が「増加」し、接続料原価が増加する可能性がある⁵。また、N年度の接続料算定に用いる需要も「減少」する。この結果、分子となる接続料原価が増加するとともに、接続料算定式の分母となる需要が「減少」することから、需要の減少の接続料への影響が増幅され、N年度接続料は「著しく上昇」する。

次に翌々算定期間(N+2年度)の接続料について見ると、N年度の接続料の「著しい上昇」により、N年度の需要が「減少」したままとなっていることを加味しても、N年度の接続料収入は「増加」する。一方、N年度の費用は「通常」どおりである。このため、N+2年度の調整額については、N年度の費用と接続料収入の差額は「減少」となるが、算入されるN年

⁵ 実際には需要の変動に応じて費用も変動すると想定されるが、ここでは、需要の変動に伴う費用の変動の割合が小さい場合を想定して検討する。

度の調整額の「増加」の影響があるため、N+2年度の調整額全体では概ね通常どおりとなる。したがって、N+2年度の接続料原価は概ね通常どおりとなるが、接続料算定に用いるN年度の需要が「減少」したままとなっていることから、N+2年度の接続料は「やや上昇」と考えられる。また、翌算定期間(N+1年度)及び当算定期間の3年後の算定期間(N+3年度)の接続料についても、それぞれN年度及びN+2年度の接続料と同様に変動する。

図4 需要が減少し、そのまま定常化する場合



※ 記載のない事項については変わらないと仮定。費用・需要の増減及び接続料の上昇・低下は原因となる需要の減少により受けた影響を表す。

2) 抑制措置の検討

N-2年度を境に特定の要因により需要がトレンドから乖離して減少し、そのまま定常化する場合、接続料が前算定期間(N-1年度)からN年度にかけて大幅に上昇し、接続料の変動に係る予見性が十分に確保されないおそれがある。このような場合には、接続料の変動を緩和するため、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請により、N年度の調整額の一部を2年後に繰り延べることが、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制に有効であると考えられる。

この場合、本来はN-2年度の接続料収入の「減少」によりN年度の調整額が「増加」する可能性があるが、調整額の増加の一部を繰り延べることにより増加が抑制され、N年度の調整額は「やや増加」となる。また、N年度の接続料算定に用いる需要も「減少」する。この結果、接続料算定式の分母となる需要が「減少」とするとともに、分子となる接続料原価が増加することから、N年度の接続料は「大幅に上昇」するものの、抑制措置を講じない場合と比較すると、N年度の接続料の上昇は抑制される。

また、N+2年度の接続料について見ると、N年度の接続料が「大幅に上昇」する一方、N年度の需要は「減少」したままとなっていることから、N年度の接続料収入は「やや増加」する。一方、N年度の費用は「通常」どおりである。このため、N+2年度の調整額について

は、N年度の費用と接続料収入の差額は「やや減少」となるが、N年度の調整額の「増加」の一部繰延べの影響があるため、結果として、N+2年度の調整額全体では、N年度の調整額の「やや増加」する効果が残る。これにより、N+2年度の接続料原価は「やや増加」することとなり、接続料算定に用いるN年度の需要は「減少」したままとなっていることから、N+2年度の接続料は「大幅に上昇」と考えられる。

以上のように、接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請によりN年度の調整額の一部を繰り延べることにより、N年度の接続料の「著しい上昇」を抑制することが可能となると考えられる。また、N+1年度の調整額についても、必要に応じ、同様に繰延べを実施することが考えられる。

5. 費用又は需要の各変動パターンに対して有効と考えられる抑制措置

上記3において示した費用又は需要の変動パターンのそれぞれにおける調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するための措置について、上記4における検討結果をまとめると、下表のとおりとなる。

ただし、個別具体の状況に応じ、ここに挙げたもの以外に有効な抑制措置が考えられる場合においては、その適用を妨げるものではない。

費用又は需要の各変動パターンに対して有効と考えられる抑制措置

	一時的に変動	変動後定常化
費用	接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書を適用し、予測値により算定	接続料規則第3条ただし書を適用し、調整額の一部を繰延べ
需要	接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書を適用し、予測値により算定	接続料規則第3条ただし書を適用し、調整額の一部を繰延べ

6. 抑制措置の適用の基準

上記5において示した抑制措置を適用することにより、調整額制度に起因する接続料の過度の変動を抑制することが可能となると期待される。しかしながら、抑制措置の適用頻度が過度に高まった場合、かえって将来の接続料水準に係る予見性が損なわれるおそれや、NTT東西における接続料算定に係る事務処理の過度の煩雑化を招くおそれがある。

このため、上記の抑制措置の適用については、接続機能ごとに、以下の基準に照らし、抑制措置の適用を必要最小限とすることが適当である。

- ① 接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められること。
- ② 費用又は需要の変動要因を特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明しているか、又は今後定常的なものとなると見込まれること。

- ③ 過年度の費用及び需要の推移等を踏まえ、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること。

なお、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動については、接続事業者の予見性の確保が重要と考えられる。このため、総務省から、NTT東西に対して、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について(要請)」(平成25年3月29日総基料第52号)において、必要に応じて、可能な範囲で、接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者の開示することについて検討することを要請しているところ、この点を踏まえ、当該情報の関係事業者への早期開示について、検討されることが適当である。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(抜粋)
(実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定)

3. 調整額の扱いに係る意見

意見	再意見	考え方
<p>意見6 調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについて、平成26年度接続料の算定に向けて検討を行うべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ ③ 調整額制度の見直しについて 本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。 この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ なお、需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないう傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともに NTT 東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。 (TOKAI コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。 仮に、ご指摘のような、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行うと、需要が減少傾向にある接続料の場合は、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。 その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>○ 平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。 仮に、ご指摘のような、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行うと、需要が減少傾向にある接続料の場合は、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だ</p>	<p>○ 総務省においては、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を当審議会に報告することが適当である。(要請)</p>

<p>○ なお、毎年度接続料原価に算入されている調整額の影響により、平成25年度接続料が急激に変動していることから、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても平成26年度接続料算定に向けて検討を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(11事業者連名)</p> <p>○ 調整額について 今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額(調整額)の影響より、とりわけドライカップ接続料、中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額(調整額)が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ また、乖離額調整の制度の影響により、接続料水準が年度により大きく増減している場合があり、現行の乖離額調整の方法では、接続料水準の安定性・予見性に課題があります。</p> <p>その調整額を縮小する方策等について、以下各論においてご提案いたしますので、今後ご検討して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>け調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の前年度算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。</p> <p>その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>調整額が実際費用方式に基づく接続料全体における乱高下の原因となる事がある為、調整額の見直しについて方法を議論し早期に対応していただく事を期待いたします。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p> <p>○ ■調整額制度の見直しについて 各社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>実際に、ドライカップ、ラインシェアリング、中継DFにおいては、調整額の乖離幅が大きい為、接続料の水準が安定せず、予見性確保が困難となっていることから、平成 26 年度接続料設定に向けて、将来の需要予測・収支予想を反映するなどして、乖離額の縮小もしくは平準化等の急激な変動を抑制する仕組みを検討していただきたいと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 調整額制度の見直しをすべきとの各社殿意見に賛同します。</p>	
--	--	--

	<p>接続料水準の予見性向上及び接続料水準の急激な変動を抑制する観点から、調整額の幅を縮小する方法について、検討をお願いします。 (ソフトバンク)</p>	
--	---	--

平成 25 年 7 月 30 日
総務省総合通信基盤局

メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置について

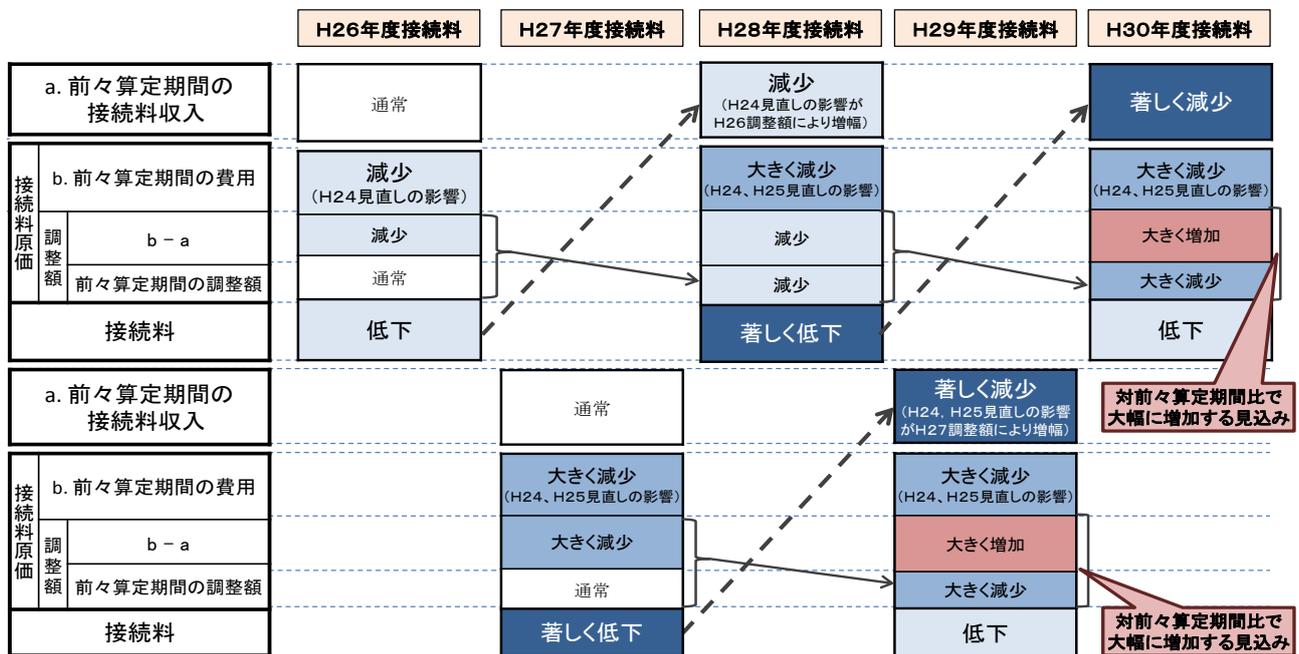
「メタル回線のコストの在り方について 報告書」(平成25年5月23日公表。以下「報告書」という。)においては、メタル回線コストの見直しを実施した場合、平成26年度以降のメタル回線の接続料において、調整額変動による接続料の急激な変動が発生することから、これを抑制するための措置について、総務省において検討を行うことが適当であるとされたところである。

調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」において検討を行ったところであるが、以下では、これを踏まえ、メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置について検討を行う。

(1) 抑制措置を講じない場合の接続料の変動

報告書において示された、メタル回線コストの見直しに伴う平成26年度から平成30年度までの接続料の変動の見込みは、図1のとおりである。

図1 メタル回線コストの見直しに伴う平成26年度から平成30年度までの接続料の変動



※1 メタル回線コストの見直しを行わない場合との比較であり、それ以外は変わらないと仮定する。
 ※2 変動の度合いとして用いている「増加」等の語は、プラスの変動から、「大きく増加」、「通常」、「減少(低下)」、「大きく減少」、「著しく減少(低下)」の順で用いている。

これは、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」中「3. 調整額制度に起因する接続料の急激な変動が生じるおそれがある場合」において示した「ある算定期間において費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」に該当し、かつ、費用の変動が平成24年

度と平成25年度の2か年に渡って連続して発生したものであると捉えられる。

すなわち、平成24年度及び平成25年度に見直しを実施すると、平成26年度及び平成27年度のメタル回線接続料の算定において費用が低減される。一方、平成24年度及び平成25年度の接続料収入は、メタル回線コストの見直しは反映されていない、平成22年度及び平成23年度の費用に基づいて算定された接続料によるものである。

この結果、平成26年度及び平成27年度のメタル回線接続料に係る調整額は、見直しをしない場合に比べて、平成24年度及び平成25年度において実施されたメタル回線コストの見直しによる費用の減少額分減少する。

また、平成28年度のメタル回線接続料に係る調整額は、平成24年度及び平成25年度の見直しが反映された平成26年度の費用と平成24年度の見直しのみが反映された平成26年度の接続料収入の差額を基に算定されていることから、平成25年度において実施されたメタル回線コストの見直しによる費用の減少額と同程度減少する。

以上により、平成26年度から平成28年度までのメタル回線接続料については、平成24年度及び平成25年度において実施されたメタル回線コストの見直しの直接の影響による費用の低減に加え、調整額も接続料を低減する方向に作用するものと見込まれる。特に、平成27年度及び平成28年度のメタル回線接続料については、平成24年度に実施されたメタル回線コストの見直しのみならず、平成25年度に実施された見直しも反映されることとなるため、費用及び調整額の減少を通じた接続料の低減効果は大きなものとなる。

この結果、平成24年度で実施される見直しと平成25年度で実施される見直しの双方の影響を受ける平成27年度及び平成28年度のメタル回線接続料が著しく低下し、メタル回線接続料の収入が著しく低下することにより、平成29年度及び平成30年度のメタル回線接続料に係る調整額が対前々算定期間比で大幅に上昇するおそれがある。

(2) 抑制措置の検討

メタル回線コストの見直しに伴う費用の変動は、「ある算定期間において費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」に該当するものであることから、接続料の急激な変動の抑制措置としては、費用の変動が発生した会計年度を元に接続料を算定する算定期間及びその翌算定期間の調整額の一部を、それぞれの翌々算定期間後に繰り延べることが考えられる。

上記に基づき調整額の一部繰延べ措置を実施する場合、メタル回線コストの見直しに伴う費用の変動は平成24年度会計及び平成25年度会計において発生することから、調整額の一部繰延べ措置を実施する時点としては、それぞれの2年度後の接続料算定年度及びその翌年度に当たる平成26年度、平成27年度及び平成28年度の接続料算定時が考えられる。

しかし、平成26年度接続料算定時における負の調整額の一部繰延べ措置の実施については、平成28年度接続料に係る調整額の低下がさらに大きくなり、接続料の変動をかえって拡大してしまうことになると想定されることから、有効ではないと考えられる。

次に、平成27年度接続料算定時に負の調整額の一部繰延べ措置を実施した場合には、平成27年度接続料の過度な低下を抑制し、これに伴い平成29年度接続料に係る調整額の増加が抑制されることにより、平成29年度接続料が前年度接続料と比較して急激に上昇することを抑制す

ることが可能となると期待される。したがって、平成27年度接続料算定時における調整額の一部繰延べ措置の実施は、接続料の急激な変動を抑制する効果が認められる。

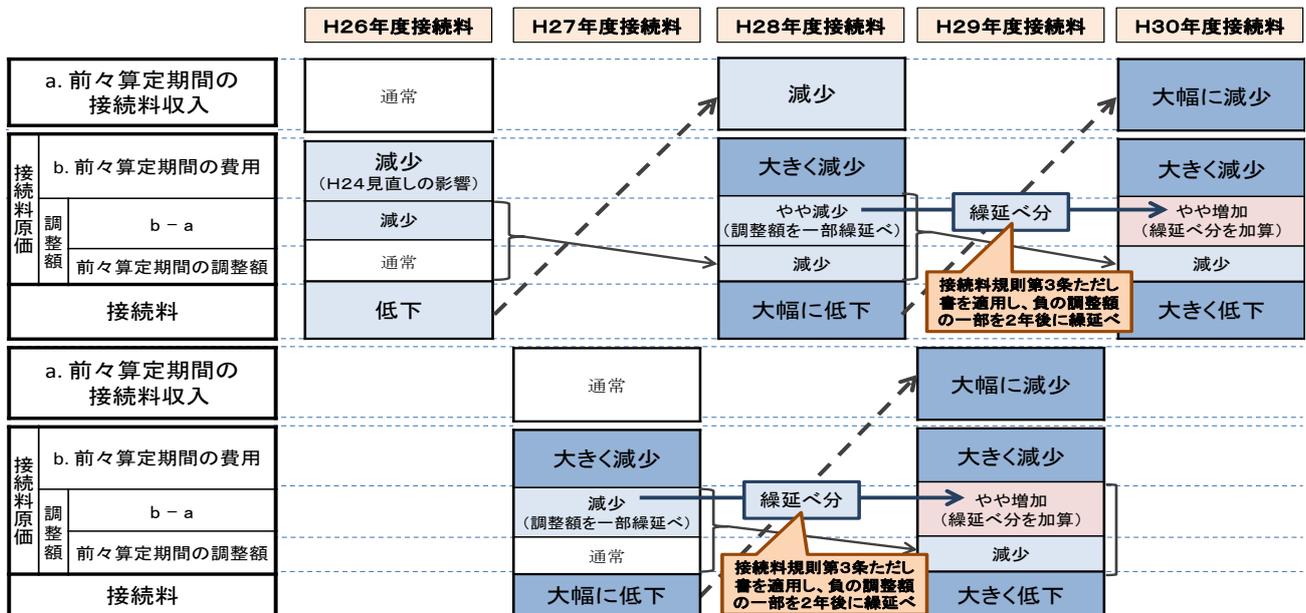
また、平成28年度接続料算定時における調整額の一部繰延べ措置についても、平成27年度接続料算定時における調整額の一部繰延べ措置の実施と同様に、平成28年度接続料の著しい低下を抑制し、これに伴い平成30年度接続料に係る調整額の増加が抑制されることにより、平成28年度から平成29年度まで及び平成29年度から平成30年度までの接続料の急激な上昇を抑制する効果が期待される。

以上を踏まえ、平成27年度及び平成28年度の負の調整額の一部をそれぞれ翌々年度に繰り延べた場合の接続料の変動は図2のとおりであり、平成29年度から平成30年度までの接続料の急激な上昇が抑制されるものと見込まれることから、メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置として、平成27年度及び平成28年度の負の調整額の一部をそれぞれ翌々年度に繰り延べることが有効であると考えられる。

ただし、接続料全体としての変動は、需要やその他の費用の動向にも左右されるため、個別具体の状況に応じ、その要否及び他の有効な手段について検討を行うことが適当である。

また、報告書において挙げられた、加入光ファイバ接続料への影響緩和のため、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、メタル回線コストの見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等の調整を実施する場合や、今後、メタル回線の接続料に係る状況が変化し、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」中「6. 抑制措置の適用の基準」に示した各基準が満たされない状況となった場合には、その時点の状況に応じ、上記抑制措置の実施の要否について再度検討を行うことが適当である。

図2 調整額の一部繰延べを実施した場合の接続料の変動



※1 メタル回線コストの見直しを行わない場合との比較であり、それ以外は変わらないと仮定する。

※2 変動の度合いとして用いている「増加」等の語は、プラスの変動から、「やや増加」、「通常」、「やや減少」、「減少（低下）」、「大きく減少（低下）」、「大幅に減少（低下）」の順で用いている。

1 背景

- ✓ 加入電話、直収電話、DSLの契約数は近年減少を続け、2011年度はそれぞれ年約9%、約8%、約18%の減少となっている。こうしたメタル回線の需要減少により、NTT東西のドライカップ接続料に実質的な影響が発生。
- ✓ 一方で、依然として、DSLサービスについては634.4万契約が存在し(2012年6月末)、未だに光サービスが提供されていない地域においては、固定ブロードバンドの唯一の選択肢となっている場合も存在。
- ✓ こうした状況を背景に、2011年12月の情報通信審議会答申において、メタル回線接続料算定の在り方について、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされたところ。

2 構成員

座長	東海 幹夫	(青山学院大学名誉教授)
座長代理	関口 博正	(神奈川大学経営学部准教授)
	相田 仁	(東京大学大学院工学系研究科教授)
	泉本 小夜子	(有限責任監査法人トーマツパートナー)
	高橋 賢	(横浜国立大学経営学部教授)

3 スケジュール

	11月		12月	1月	2月	3月	4月	5月
研究会	11/6	11/21	12/12		2/13	3/14		5/21
	1	2	WG		3	4		5
	事務局による論点等説明	具体的検討①	(1) 未利用芯線 (2) 耐用年数 (3) 施設保全費		具体的検討②	報告書案の検討	意見招請(1ヶ月)	報告書取りまとめ 意見招請結果検討

注: 3月14日(4)と2月13日(5)の間に「影響見直し等」の注釈があり、4月には「意見招請(1ヶ月)」の注釈がある。

メタル回線のコストの在り方に関する検討会 報告書の概要

- 報告書(案)について、3月14日から4月12日まで意見募集を行い、5月21日に報告書を取りまとめ。
- 報告書を踏まえた見直しにより、平成26年度及び平成27年度のメタル回線の接続料原価に抑制効果。

主な検討項目

報告書

(1)未利用芯線コストの扱い

メタルケーブルの芯線使用率が今後も低下する見込みの中、**全ての芯線に係る費用を接続料原価に計上することが適切か。**

・メタルケーブルの收容替え・撤去は経済的に合理的でなく、会計上の対応は適用困難である等、**未利用芯線に係る費用を接続料原価から除くことは困難。**

(2)メタル回線に係る設備の耐用年数

メタルケーブルについては、**13年の法定耐用年数**に基づき減価償却費が算定されているところ、使用実態に即した経済的耐用年数を適用できないか。

・メタルケーブルについて、架空28年、地下36年へ**見直し**、平成25年度会計において、**NTT東西で合計約250億円相当※の費用を削減。**
※平成25年度減価償却費変動見込み

(3)メタル回線と光ファイバ回線への配賦方法

施設保全費については、光ファイバと比べ、メタル回線にコストが大きく配賦(**7~9割**)されているところ、より適切に見直すことができないか。

・施設保全費や減価償却費等について、配賦方法を見直し、平成24・25年度会計より、メタル回線について、**NTT東西で合計約285億円相当※の費用を削減。**
※平成23年度実績等に基づく試算

(4)見直しの実施の方向性

(1)~(3)の見直しの結果、どの程度の影響が及ぶのか、またそれを一度に反映することが適切か。

・配賦方法の見直しにより、**光ファイバの費用増**となるため、接続料算定に際し、**光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和の必要性**(例:メタル回線と光ファイバ回線の原価において、見直しの影響を複数年度で反映)を**検討することが適当。**